

3 配偶者からの暴力の状況

配偶者暴力相談支援センターで、平成22年度中にあった配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス「DV」）に関する相談は1,140件です。

暴力を避けるために家を出た被害者については、一時保護施設において保護することができます。平成22年度の一時保護件数は36件で、平成21年度と比べて9件増えています。

被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によって、生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法に基づき、裁判所が加害者に対し保護命令を発令します。保護命令には、被害者・子への接近禁止命令（6か月）、被害者住居等からの退去命令（2か月）があります。福井地方裁判所管内での保護命令発令件数については、平成22年度は11月件となっています。

① 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談受付状況

	生活学習館	総合福祉相談所	健康福祉センター (6カ所)	合 計	警 察
平成14年度	80	58	-	138	
平成15年度	58	114	-	172	81
平成16年度	97	85	-	182	91
平成17年度	80	71	-	151	97
平成18年度	107	117	396	620	114
平成19年度	41	123	723	887	145
平成20年度	48	114	829	991	124
平成21年度	49	182	555	786	143
平成22年度	81	172	887	1,140	170
平成23年度 (H23.4～12)	97	128	639	864	209

※内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」より作成。

※警察の件数は「福井県の治安情勢」より作成。「女性特有の警察安全相談の受理件数」のうちDV事案に係るものを暦年で計上した。

② 一時保護件数

年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (H23.4～12)
件数	11	10	14	11	25	19	19	27	36	12

③ 福井地方裁判所管内での保護命令発令件数

期間	H13年度 (H13.10～14.3)	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (H23.4～11)	累計
件数	0	6	13	11	7	12	7	14	6	11	6	93

①②③資料出所：県男女参画・県民活動課、子ども家庭課